

佐伯市消防職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分を行ったので、「佐伯市職員の懲戒処分の公表に関する基準」により、お知らせします。

1 被処分者及び処分量定

所 属	階 級	氏 名	年 齢	性 別	処 分 量 定
佐伯市消防本部 通信指令課	消防士長	さとう ゆうき 佐 藤 優 樹	33歳	男	免 職

※同日付で、部下の管理監督責任を問い、消防長「文書訓告」、消防本部次長兼通信指令課長を「口頭による厳重注意」とする処分を行った。

2 懲戒処分を行った日

令和7年10月14日（火）

3 事案の概要

令和7年9月22日（月）大分市内のコンビニエンスストアにおいて、スマートフォンを使用して成人女性のスカートの中を盗撮し、警察により現行犯逮捕され、本人が犯行を認めたもの。

4 処分の理由

この度の職員が行った行為は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律及び大分県迷惑行為防止条例に抵触し、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反するものであるとともに、同法第29条第1項第1号、第3号に規定する懲戒事由に該当するものである。

なお、当事者は、同様の事案で昨年度も懲戒処分を受けている。

5 今後の対応

今後は、このような不祥事を二度と起こさないよう、全職員に対し、今まで以上に綱紀の粛正、倫理の保持に取り組んでまいりたいと思います。